

## リーディング企業創出事業推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後10年間のうちに熊本県内においてリーディング企業となることを目指し、成長に向けた計画を有している中小企業者をリーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業として認定し、総合的、継続的な支援を行うことにより高い付加価値額を産み出すリーディング企業に育成する「リーディング企業創出事業」を推進するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 付加価値額 各企業の決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額をいう。
- (2) リーディング企業 事業活動により1年間に産み出す付加価値額が10億円以上の企業をいう。
- (3) リーディング育成企業 リーディング企業となることが見込まれる企業として、知事が認定した企業をいう。
- (4) サブ・リーディング育成企業 リーディング育成企業となることが見込まれる企業として、知事が認定した企業をいう。
- (5) この事業の本来の目的 この事業を通して育成企業を支援し、リーディング企業に育成することをいう。

(推進体制)

第3条 この事業を推進するために設置する機関及びその主な役割は次の各号に定めるとおりとし、その設置及びその役割の詳細は別に定める。

- (1) リーディング企業創出プロジェクト会議 事業全体の進捗管理等
- (2) リーディング育成企業等認定審査会 リーディング育成企業及びサブ・リーディング育成企業の認定審査等
- (3) サポートチーム 各リーディング育成企業の支援
- (4) リーディング企業創出プロジェクトチーム 事業を推進するための事務等

(認定)

第4条 リーディング育成企業又はサブ・リーディング育成企業（以下「育成企業」という。）の認定を受けようとする者は、リーディング育成企業等認定要項に定める手続きにより認定申請を行い、知事の認定を受けるものとする。

(サポートチームの役割)

第5条 リーディング育成企業ごとに設置するサポートチームは、その支援する企業（以下「被サポート企業」という。）の成長計画が実現するよう被サポート企業の意向を踏まえたサポートプランを策定し、そのプランに基づき、被サポート企業の成長を積極的に支援する。

ただし、被サポート企業の協力が得られない場合にはこの限りではない。

2 サポートチームは、この事業の本来の目的のため、被サポート企業の今後の活動・経営方針等について報告を求め又は助言をすることができる。

ただし、助言内容の実施に関する意思決定は被サポート企業が自らの責任において

行う。

(協力機関の役割)

第6条 この事業に対する協力の意思を表示した機関（以下「協力機関」という。）は、熊本県、育成企業又はサポートチームから協力要請があった場合には、この事業の本来の目的が達成できるよう積極的に協力する。

(認定を受けた者の役割)

第7条 育成企業の認定を受けた者は、認定申請の際に提出した成長計画が実現するよう努める。

2 リーディング育成企業の認定を受けた者は、この事業の本来の目的のため、支援を行うサポートチームに積極的に協力する。

3 リーディング育成企業の認定を受けた者は、そのサポートチーム等の支援機関に対し成長計画を実施するための事業立案・執行等に関する助言等を求めることができる。

(覚書の締結)

第8条 育成企業は、リーディング企業育成支援事業の推進に当たり必要な事項について、協力機関と覚書を取り交わすことができる。

(企業情報の取扱い)

第9条 この事業に関わる協力機関及びその職員は、この事業によって取得した企業情報等の機密保持に努め、当該企業の事前の承認なしに第三者への開示・漏洩又はこの事業の本来の目的以外の利用を行ってはならない。

ただし、別に定めるところによりサポートチームが熊本県に対して行う各種報告はこの限りでない。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、企業情報等に当たらないものとする。

- (1) 協力機関及びその職員が既に保有していた情報
- (2) 公表されている情報等一般に入手可能であるか、又は入手可能となった情報
- (3) 当該企業が事前に公表を承認した情報

(認定証の交付)

第10条 リーディング育成企業のうち、知事がリーディング企業であると認めた者を、「熊本県リーディング企業」として認定し、認定証を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、関係者で誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (平成23年6月30日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日改正)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。